

平成18年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成18年5月16日(火)午後2時から4時10分

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

多賀谷会長、赤田委員、朝比奈委員、伊藤委員、井上委員、漆原委員、大西委員、大野委員、岡田委員、久保田委員、齋藤委員、菅野委員(委員:五十音順)

(2) 事務局職員

永妻総務部次長、中岡政策法務課長、鈴木室長(情報公開・個人情報センター)、宇井副課長、情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

- (1) 苦情処理の報告について
- (2) 請求件数等の公表方法について
- (3) 開示請求書における受付番号の取得について

5 議事の概要

- 事務局(石村) 事務局の石村と申します。どうぞよろしく申し上げます。
まず、はじめに傍聴者の方の中にいらしていただいでよろしいでしょうか。
- 各委員 はい。
- 事務局(石村) 本日は魚住委員と平野委員、松林委員の欠席の御連絡をいただいでおりますが、ただ今の出席委員数は、半数を超えており、定足数に達しております。
それでは、定刻でございますので、ただいまから平成18年度第1回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。議事に先立ちまして、県の職員につきましては4月1日付けで定期人事異動がありましたので、紹介させていただきます。はじめに永妻総務部次長でございます。
- 永妻次長 よろしくお願いいいたします。
- 事務局(石村) 総務部政策法務課、中岡課長でございます。
- 中岡課長 よろしくお願いいいたします。
- 事務局(石村) 同じく政策法務課情報公開・個人情報センターの鈴木室長でございます。
- 鈴木室長 よろしくお願いいいたします。
- 事務局(石村) 同じく政策法務課、宇井副課長でございます。

宇井副課長
事務局（石村）

よろしく申し上げます。

そのほか情報公開・個人情報センターの職員でございます。

次に本日お手元にお配りしてあります資料について、確認させていただきたいと思います。会議次第、座席表があります。その次に資料1から資料6までありますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事の進行につきましては会長にお願いいたします。多賀谷会長、よろしくをお願いいたします。

多賀谷会長

それでは議事に入りますけれども、まず本日の議事録署名人として伊藤委員にお願いしたいので、よろしく申し上げます。

本日の議題として御通知しましたのは「苦情処理等の報告について」という議題と、前回の会議で事務局の宿題とさせていただきました「請求件数等の公表方法について」及び「開示請求書における受付番号の取得について」であります。この三つの議事を取り扱いたいと思います。また、そのほか平成17年度の実施状況等3件の報告を予定しております。

それでは、まず議題1「苦情処理等の報告について」であります。前回の会議で5件の苦情処理の報告を苦情処理部会から受けましたけれども、それ以後14件の苦情を処理したということでもあります。また、これと併せて情報公開制度の運営の改善に係る意見書が寄せられているそうです。そこで、これら14件の苦情並びに意見書につきまして、まず事務局から苦情の処理結果について御説明いただき、菅野部会長から必要に応じて補足していただければと思います。それでは、まず事務局、説明をお願いします。

事務局（鈴木）

はい。それでは、「苦情処理の報告について」御説明をいたします。お配りした資料1を御覧ください。表紙をめくっていただきますと目次です。1ページ目から4ページ目までが苦情調査処理一覧表A3判の裏表の紙です。以降5ページから28ページまで個別事案の処理結果通知書、もしくは県に対する通知等、この辺の資料を添付いたしております。最後の29ページには、情報公開制度の運営の改善に関する意見書を添付させていただきました。

それでは、目次からまた1枚めくっていただきまして、A3判の資料で御説明をいたします。表の構成ですが、2段書きで上段、下段それぞれ3事案ずつ載せています。事案ごとに申出日、実施機関、苦情の内容、調査委員、調査の状況、苦情処理、調査部会の審議状況、処理結果を整理させていただきました。苦情事案1から苦情事案5につきましては、第2回会議で御説明をさせていただきましたので、今回

は苦情事案 6 以降について、この表に基づいて御説明をさせていただきます。

まず苦情事案 6 です。申出日は平成 17 年 12 月 20 日、実施機関は知事、担当課は健康福祉部保険指導課です。苦情の内容ですが、1 点目として部分開示の行政文書においてマスキング不良があった。2 点目、申出人は健康福祉部保険指導課から開示請求手続きについて度重なる嫌がらせを受けている。同課は情報公開制度をきちんと認識しておらず、制度の誤った運用を行っている。この申出に対する調査ですが、1 月 16 日、申出人から書面による回答書を受け取りました。そして、2 月 24 日、実施機関から聞き取りを行っていただきました。3 月 16 日、苦情処理調査部会で御審議をいただきました。その結果です。1 点目、マスキング不良の事実があったことを確認した。2 点目、決定通知書の記載に不備があり、その訂正に約 10 カ月の期間が経過した事実があることを確認したが、その他の事項については情報公開制度の運用に関して不適切と認められる事実を確認できなかった。組織的な嫌がらせについても、事実を確認できなかった。なおということで、上記 1 及び 2 で確認した事実は、情報公開制度の運用に関する事務処理としては不適切なものであり、千葉県知事に対し是正を求めた、との御判断をいただいたところです。

なお、ここで補足して説明させていただきます。マスキング不良ということですが、これについて御説明させていただきますが、不開示部分につきましては通常はマジックで塗ったものをもう一度コピーするところですが、本件につきましては再度の複写をせずマジックで塗った上からボールペンでさらに塗りつぶしたものでした。光線の加減によっては判読できる部分があるというものです。そして、決定通知書の記載に不備があり、その訂正に 10 カ月の期間が経過した事実があります。決定通知書の記載の不備は何かと申しますと、通常、決定通知書には請求に係る行政文書の件名を記載すべきところですが、請求書の文言をそのまま転記したというものです。

そして、苦情の内容のところで度重なる嫌がらせを受けていると申出人が主張しております。これにつきまして何を言っているかということですが、申出人は保険指導課に対していろいろ請求を繰り返しているところですが、保険指導課は通常、不開示決定等を行っております。その辺をとらえて、どうも嫌がらせだと言っているようだと思われる。また、職員の電話対応などについても嫌がらせだと感じているようです。

続きまして、1枚めくっていただきまして苦情事案7について御説明いたします。苦情事案7です。申出日は、平成17年12月27日、実施機関は教育委員会、担当は行徳高校です。苦情の内容です。正規の手続きを経ず、またその痕跡も残さず、県民に情報開示をするためと称して、「訂正」と称する行為が行われた。もともとある情報を開示せず、異なった情報を開示したのであるから、この行為は文書の改ざんであり、その行為は虚偽公文書の作成そのものである。二度とこのような不祥事が再発しないよう、策を講じることを求める、というものです。

これを補足させていただきますが、実施機関が請求に係る文書を確認したところ、例えば第6回職員会議と記載すべきところを第5回職員会議と表記されていたり、また平成15年6月と表記すべきところを平成15年度6月と表記されていたりという、明らかな誤字を確認したので、その修正を行ったというものです。それに対して苦情が出されたというものです。

これにつきましての調査ですが、1月26日に実施機関から聞き取りを行っていただきました。3月16日、処理方針を部会で検討していただきました。そして、その処理結果です。対象文書(原本)を確認し、実施機関に事実関係を聴取したところ、対象文書には開示請求前の訂正と開示請求後の訂正が行われていた。開示請求後の訂正については、開示請求者に誤解を与えることともなるので慎重に行うべきであるが、今回の訂正については軽易な事項に係るものであること、訂正は決裁権者の了解のもと、訂正過程がわかるように誤った部分に2本線を引いて行われていること、原本の訂正による特別な措置は要しないことから不適正とまでは認められない、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案8について御説明いたします。これは申出日が平成18年1月23日、実施機関は知事、担当課は農林水産部団体指導課です。苦情の内容です。1点目として、平成17年12月20日付け行政文書開示請求書で対象にしない行政文書を説明したにも係わらず、その文書だけを全部開示決定した。2点目、開示請求に対する対応として、担当課ではなく、情報公開・個人情報センターから問い合わせをさせ、対象でない文書を特定した。

この案件を補足させていただきますと、申出人は請求にあたり、これとこれの文書は請求の対象としないと説明をした。けれども、あえてその文書を対象として実施機関は決定したととらえて、申出に至っ

たものと思われます。

これに係る調査ですが、2月27日に申出人から書面による回答を受け取りました。3月24日には実施機関から書面による回答を受け取りました。部会による審議は3月16日及び4月18日にいただきました。その処理結果です。実施機関に調査を行ったところ、対象としない文書の説明は受けていないとの回答であり、開示請求書等を確認したが、対象としない行政文書を明示したうえで請求が行われたとする事実は認められなかった。情報公開・個人情報センターが申出人に連絡し、開示請求の内容を確認したことは認められるが、その他申出人の主張する事実は確認できなかった。よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。なお、文書の特定は実施機関と開示請求者双方の協力が重要である、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案9について御説明いたします。申出日は平成18年1月27日、実施機関は知事、担当課は健康福祉部保険指導課です。苦情の内容ですが、平成17年12月6日收受の開示請求に対する決定通知が平成18年1月25日付けで行われ、期間延長通知もなく放置された、というものです。これにつきましては、2月24日実施機関から聞き取りを行っていただきました。そして、3月16日に部会で処理方針の検討を行っていただきました。

その処理結果です。実施機関に調査を行ったところ、「本件開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなかったこと、及び開示決定等の期間の延長に関し、開示決定等期間延長通知書を送付しなかったこと、という不適切な事務処理があった」との説明があり、当該事実関係を確認した。条例第13条に定める情報公開事務の基本的な事務手続きに反するものであり、当推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものと考え千葉県知事に対し是正を求めた、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案10について御説明いたします。申出日は平成18年2月14日、実施機関は知事、担当課は健康福祉部保険指導課です。苦情の内容です。開示対象とした根拠について聞いたところ、担当課職員に説明を拒否された、との申出です。これを補足させていただきますと、決定通知書に記載された文書の解釈について、申出人から実施機関に電話があった。申出人の解釈と実施機関との解釈が相違するため、電話でいくらお話をしても御理解いただけない。同じ会話の繰り返しになったので、今度、来庁したときに寄って欲しいと実施機関で回答をしたところ、本件申出に至ったものと思われます。調査

の状況です。3月16日、実施機関から聞き取りを行っていただきました。4月18日には申出人からも聞き取りを行っていただきました。それぞれ3月16日、4月18日に部会で御審議をいただきました。

その処理結果です。申出人、実施機関の双方に調査を行ったところ、開示決定された文書について申出人が電話での問い合わせを行った際の問題であり、当該文書に関する解釈等の見解が異なることによるものと認められた。情報公開に係る事務に関する実施機関の対応としては、特段の問題はないものと判断する、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案11について御説明いたします。申出日は平成18年2月14日、実施機関は知事、担当課は健康福祉部保険指導課です。苦情の内容です。平成18年2月10日決定の文書を故意に3月23日まで閲覧させないとの対応をやめさせて欲しい、との苦情です。これにつきましては、3月16日に実施機関から聞き取りを行っていただきました。4月18日には申出人から聞き取りを行っていただきました。3月16日、4月18日、それぞれ部会で御審議をいただきました。

その処理結果です。申出人、実施機関双方に調査を行ったところ、2月10日に開示決定した文書を3月23日に閲覧した事実は認められたが、これは双方の日程の調整がつかなかったことによるものであり、実施機関の対応に不適切と認められるまでの事実は確認できなかった。閲覧日の調整は、開示請求者と実施機関の双方が協力して行うものであり、当事者間の信頼関係がないことから生じた苦情と思われる。当推進会議としては、早期の閲覧に向けて十分な話し合いをされるよう、開示請求者、実施機関の双方に努力を求めたい、との御判断をいただいたところです。

続きまして、苦情事案12について御説明いたします。申出日は平成18年2月15日、実施機関知事、担当課は健康福祉部保険指導課です。苦情の内容です。開示決定した文書以外にも文書の存在を担当者が認めながら開示決定をしなかった、というものです。これにつきましても3月16日に実施機関から聞き取りまして、4月18日に申出人から聞き取り、それぞれ3月16日、4月18日に部会で御審議をいただきました。

その処理結果です。申出人、実施機関双方に調査を行ったところ、開示決定通知書の文書件名の記載に関する問題であった。実施機関は開示決定において特定した文書の添付書類を当該文書の一部ととらえていたが、申出人から別の件名にすべきであるとの指摘があり、指摘どおりに追加決定を行ったものである。文書件名のとらえ方の問題で

あるが、開示決定の対象となる文書の範囲自体に問題はなく、実施機関の対応に特に不適切と認められるものはなかった、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案 13 を御説明いたします。申出日は平成 18 年 2 月 16 日、実施機関は知事、担当課は健康福祉部保険指導課です。苦情の内容です。国が開示対象文書でないとしているのに、県が文書を特定し、開示決定しているが、国と違う解釈は許されない。これを補足させていただきますと、国に開示請求をしたところ不存在の決定をもらった。県に同じ請求をしたところ、なにがしかの文書を特定して開示決定がされた。国と違う解釈は許されないということで、苦情に至ったものと思われま。これにつきましても、3 月 16 日に実施機関から聞き取り、4 月 18 日に申出人から聞き取りをそれぞれ行っていたいただきました。3 月 16 日、4 月 18 日、それぞれ御審議をいただきました。

その処理結果です。申出人、実施機関に調査を行ったところ、国が開示の対象となる文書ではないとしているのに、実施機関が開示決定をしたことについての苦情であった。開示決定における文書の特定に関する問題であり、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 3 項第 2 号、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情に該当する苦情であることから、当推進会議が担任する苦情としては適切でない、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案 14 について御説明いたします。申出日は平成 18 年 2 月 23 日、実施機関は知事、担当課は総務部政策法務課です。苦情の内容は、異議申立ての諮問の順番を故意に操作している。補足させていただきますが、これは県職員に不都合な異議申立てを審議させずに、都合のよい答申が出せるものを先に審議させているのはおかしいのではないかとということで、苦情の申出に至ったものと思われま。これにつきましても、3 月 16 日に苦情処理調査部会で御審議いただきました。処理結果です。本件苦情は総務部政策法務課を担当課として申出ているが、情報公開に関する異議申立ての諮問事務は行政文書開示決定等を担当した課（所）において担当するもので、政策法務課において操作するものではない。本件苦情は、情報公開審査会における諮問のあった異議申立ての審議に関する苦情と解され、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない、との御判断をいただいたところでは。す。

続きまして、苦情事案 15 について御説明いたします。申出日は平成

18年2月23日、実施機関は知事、担当課は総務部政策法務課です。苦情の内容です。開示請求対象文書の特定は、開示請求を収受した日ではなく、起案日時点とするよう規定整備すべきである、との苦情です。3月16日に調査部会で御審議をいただきました。その処理結果です。実施機関に調査を行ったところ、「開示請求に係る文書の特定は原則として請求時点で保有している文書について行っている。開示・不開示の判断を行う期間が必要なことから、起案日時点の文書を特定するのは困難である」との説明があり、不適切な事務処理とは認められない。なお、ということで、本件苦情は開示事務に係る制度運用の改善に関する意見として、推進会議に報告する、との御判断をいただきました。

ここで補足をさせていただきますが、資料1の29ページを御覧ください。先ほど申し上げました意見書です。意見の内容を読み上げさせていただきます。健康福祉部保険指導課が担当の行政文書開示請求では、開示請求書収受日までの行政文書が対象とされ、この収受日の次の日から開示決定に関する起案日までの対象となる行政文書は対象とされない。運用面で改善し、同じ開示請求を何度もさせないで欲しい。というもので、同趣旨の意見書が提出されていることを申し添えます。

それでは、またA3の資料に戻っていただきまして、苦情事案の16について、御説明をいたします。申出日は平成18年2月27日、実施機関は知事、担当課は総務部政策法務課です。苦情の内容です。開示請求の総合窓口が担当課に代わり、開示請求者に問い合わせを行い、請求内容と違う文書の特定に加担している、というものです。これを補足して説明をさせていただきますが、先ほど御説明しました苦情事案8と事案としては同じです。したがって、部会におきまして3月16日、4月18日に御審議をいただきました。

その処理結果です。実施機関に調査したところ、「情報公開窓口における開示請求書等の受付にあたっては、行政文書を特定できる程度に請求の趣旨、内容等の把握に努めているところであり、開示請求者が受付時に説明した内容を確認する場合もある。確認した内容は必要に応じて担当課に文書で報告している」との回答があり、内容を検討したが、申出人主張のような事実を確認することはできなかった。よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。なお、文書の特定は実施機関と開示請求者双方の協力が重要である、との御判断をいただいたところです。

続きまして、苦情事案17について御説明をいたします。申出日は平

成 18 年 2 月 27 日、実施機関、これは千葉県情報公開推進会議と書いてありましたので、そのまま転記をさせていただきました。苦情の内容です。担当課への苦情調査は、申出人と同様に書面で調査すればとくに終了している。苦情処理を放置することはやめて欲しい。補足をさせていただきます。申出人に対しては、書面で調査を行っている。けれども、実施機関に対しては面談で聞き取り調査を行っている。そのための日程調整などで時間がかかっているのではないかととらえての苦情だと思われます。これは 3 月 16 日に御審議をいただきまして、その処理結果です。本件苦情は、苦情処理調査部会における苦情処理の手続きに関するものであって、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情とは言えず、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案 18 について御説明をいたします。申出日は平成 18 年 3 月 23 日、実施機関は知事、担当課は健康福祉部保険指導課です。苦情の内容です。対象文書でないものを特定し、開示しようとした。国が作成していないと回答する文書を県が対象として特定した。ということで、先ほど御説明いたしました苦情事案 13 と同趣旨の苦情かと思われます。これにつきましては、4 月 18 日に部会で御審議いただきました。その処理結果です。申出人、実施機関の双方に調査を行ったところ、国が開示の対象となる文書ではないとしているのに、実施機関が開示決定したことについての苦情であり、事案 13 と同趣旨の苦情であった。よって、事案 13 と同趣旨により、当推進会議が担任する苦情としては適切でない、との御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案 19 について御説明いたします。申出日は平成 18 年 3 月 27 日、実施機関は県議会議長、担当課は県議会事務局総務課です。苦情の内容です。開示請求を平成 17 年 12 月にしたが、期間延長手続きもなく放置され、平成 18 年 3 月 24 日に不開示決定がされた。また、内容が改ざんされたというものです。これにつきましては 4 月 18 日に部会で一度審議いただきましたが、調査をしましょうということで現在、調査中です。

最後に、苦情事案 20 について御説明いたします。申出日は平成 18 年 3 月 30 日、実施機関は千葉県情報公開推進会議。苦情の内容、平成 18 年 3 月 24 日付情公推第 53 号の 2 による「苦情調査に係る回答書」の意向確認内容の不備というものです。これにつきましては補足して説明をさせていただきます。これにつきましては、申出人に対しまして苦情調査のため意見を聞く機会を設けるので口頭で説明することを希

望しますか、しませんかという内容を文書で確認いたしました。その文書をとらえまして、希望する、しないだけではなくて、例えば書面の提出を希望するなどの選択肢がないのはおかしい、また文書には資料の提出についての記載がないのはおかしい、といった趣旨の苦情であるかと思われまます。これにつきましては4月18日の部会で御検討をいただきまして、その処理結果ですが、当該苦情は情報公開推進会議に対する苦情であり、実施機関の情報公開に係る事務の苦情ではない。したがって、当推進会議が担任する苦情としては適切ではない、との御判断をいただいたところです。

苦情の処理状況については、以上のとおりです。

多賀谷会長

御苦勞さまでした。それでは、ただいまの説明について、部会長から何か補足すべきことはございますでしょうか。

菅野委員

それでは、何点かだけ。わかりにくかったかと思しますので、処理をした者はわかるのですが、今日、初めてこれを聞かれた人はわかりにくいと思しますので、全体的なことをまず申し上げます。

昨年の12月から今年の3月まで、苦情等で報告されましたように苦情が6から20まで15件出ました。そのうち先ほど説明がありました苦情7を除いて同一の方が、その他の苦情申立てをしたということです。7はほかの方ですが、それ以外はすべて苦情の申立てを同一人物がされています。

この方は、どうも自分の住んでおられる町の、町が運営をしている介護保険施設のようなものがあるようですが、そこに国の補助金が支給されるのは違法であるというふうを考えられて、まず前提としてですね。つまり、町が補助金の交付を国に申請できないのに申請をして、それを取得しているのが違法だというふうにお考えになっていて、そのために、それを明らかにするために情報公開をされ、なおかつその過程で大量の苦情の申立てをされたのが実態です。ですから、本当は私たちからすると、補助金の申請が違法なのかどうかというところが解決できれば、この方は情報公開の請求を大量にされている方のひとりになっているようですから、さらに苦情も出ないということになるのですが、それは私たちがやる権限ではありませんので、そういうお考えを持っていて、県がそれに加担をしてお考えのようです。そして、県に対してそれに関する情報公開をかなり多数されて、その過程でいろいろトラブルが生じて、それを苦情という形で申し立てられているのが実態です。

この方についても正直なところ、6番と9番などについては、私た

ちが気づかない非常に初歩的な実施機関の情報公開上のミスなどがあって、そういうものを教えていただいた点では私たちも助かったわけですが、それ以外のものについては今申し上げましたような形で、非常に特異な苦情になっていると思います。ほとんどの情報公開もそうですが、実施機関が健康福祉部保険指導課という、先ほどの国保調整交付金ということのようですが、それを所管する国は厚生労働省、県でいえば健康福祉部保険指導課が対象になっていると考えております。

あとで御審議をいただくのかもしれませんが、そういうことでこの方についても御意見を聞いたほうがいいだろうということで、3名の苦情調査部会の委員で4月18日に40分から50分くらい、苦情内容等についての意見を聞いて、もう少し考えて申立てをして欲しいという要請までいたしましたけれども、今後どうなるのか、わかりません。そういう状態で、いいところというか、問題のある点についての御指摘は助かるのですが、それ以外のところについては非常に特異なものになってしまっていて、苦情の一般的な私たちの処理からすると、どうも処理ができない。結局は苦情に当たらないという形で対応せざるを得ないようになっております。

この方が意見として述べておられる一つは、将来的には検討をしてもいいことなのかもしれません。要するに、情報公開請求をしますと、請求を受理して条例上は30日以内に開示をするわけです。そうすると、請求をした時点でAという文書があって、開示をするまでに20日間が経過したとすれば、その間にBという文書が対象文書として相当だということになる場合もある。その場合は、今の扱いですとAという文書だけしか開示しませんので、Bという文書を取ろうとするともう1回情報公開請求をしなければいけない。ですから、そういう場合については起案日ということで考えれば直前ですから、Bという文書も情報公開の対象になるのではないかと。むしろ請求日ではなく、起案日ということで運用上考えてもらえれば、情報公開請求をした方からすれば助かる。このようなお話で、これは今すぐできる、できないは別にして、将来的には考えていいのかなと。それから、情報公開請求をしたものと実施機関との間でそれほど紛争になっていなければ、おそらく運用上で解決ができていないかとは思いますが、制度上は検討する必要はあると思いましたが。以上です。

多賀谷会長

委員の皆様、今の両方の御説明については何か、御意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

漆原委員 推進会議で担当する苦情ではないという結論のところなので、聞くのも少し気が引けるのですが、苦情事案 13 ですね。国と違う解釈は許されないというように申入れの方は言っていますが、例えば国が判断を間違えているようなこともあると思うのですが、その辺はどのように考えればいいでしょうか。

多賀谷会長 この話は文書の範囲ということで、中身の話です。おっしゃるようにそういうこともあり得るし、私は別に条例の解釈について国と違う解釈をすることはおかしくはないと思います。当然、文言が違えば違う解釈になると思いますけれども。その意味において、個人的には苦情の申出は内容的には賛成できませんけれども、いずれにしても条例の解釈の話は情報公開審査会等が行うもので、苦情処理部会が行う話ではないということです。

漆原委員 はい、それはわかっています。それから、すみません。もう一つですが、対象文書の特定で請求日と開示日という問題が提起されましたが、うる覚えで無責任な発言になりますが、どこかでこの問題が検討されて、開示日を基準とするような判断が出ていたように思うのですが。そんなことはありませんか。

多賀谷会長 法律的には開示日を基準日にすることは無理です。私は専門ですので、行政法的に言って、開示日を基準にすることはできないと思います。

漆原委員 そういうものですか。

多賀谷会長 ええ、一般的に申請があったときを基準としてやらなければいけないということに。それを開示日に判断することになると、行政庁の判断を代わりに審査会がやることに、うっかりするとなりかねないというか。開示日を基準にするということですね。それは特定をして2週間の間に判断するわけですね。そこで開示日に判断することは裁量としてはできるかもしれませんが、法的にそこまでは認められない。ちょっと無理だろうと思います。

漆原委員 そうですか、わかりました。蛇足ですが、私もよく情報公開請求、これは県ではなく千葉市へすることが多いのですが。こういう問題が出ますと、例えば1週間後には請求文書がありますよ、ということを書いてくれるケースがけっこうあるのですね。それでは請求日を変えましょうかということでやっておりますけれども、そのように運用で解決できる問題だと思っております。

多賀谷会長 それはおっしゃるとおりです。あるいは、場合によると情報提供で対応する事例も実際には多分あるだろうと思います。

漆原委員
多賀谷会長
齋藤委員

はい、以上です。

そのほか、ございますでしょうか。どうぞ。

今、説明を受けてようやく外郭がわかったのですが、これは1週間ぐらい前でしたか、県から送られて、ずっと見ていたら、何が何だかよくわからなくて。それで、どうも今、菅野先生のお話を伺って、介護保険に関して国に申請してうんぬんということで、しかも申出人が行徳高校を抜かしては全部が同一人だということもようやく輪郭がわかって、少しわかりつつありますが、この苦情処理状況一覧表に例えば申出人をきっぱりとは書けませんので、例えば符号でもいいですから同一人物であるということを書いていただく。それから、もう少し苦情の内容も何をもとに、どういう問題に対して、例えば開示対象とした根拠について聞いたところというような、そこに至るまでの事案に対するもう少し細かい書き方、説明をしていただくと、もう少しよくわかるのですが、いかがなものでしょうか。

多賀谷会長

おっしゃることはよくわかりますけれども、私も事前に見て、なかなか難しいなと思いましたが、ただ、苦情がいろいろな形で出ていまして、今の菅野先生のお話ですと、本来とは違う形で苦情が出ているわけですから、わかりにくいのは仕方ないだろうと思います。わかりにくくても、それはそれとして苦情を正面から一応は受け付けて、それに対応しなければいけないのがこの委員会の役割だろうと思います。

齋藤委員

委員会の役割はわかりますけれども、これを受け取った側が五里霧中ではないけれど霧の中にいるので、何が何だかよくわからなかったというのが本当の気持ちでございます。

多賀谷会長

はい、わかりました。ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私からも若干コメントをさせていただきますと、嫌がらせだというコメントが出ているのですが、私が見ると、請求者の方も、実施機関も両方が嫌がらせと感じているということで、若干どっちもどっちで、協力作業が必要だと書いてありますが、協力関係になり得ないような形になっている。それから、途中で多分、健康福祉部保険指導課からセンターに回された。これは要するに保険指導課で手に負えなくなったのでセンターに回ってきたという多分、状況だろうと思います。ただ、そこはおそらく申立てをされている方にとってみれば、たらい回しをされたという印象を持っていらっしゃるだろうと思います。県としては、1人の県民の方にこれだけいろいろやられてたまらないという

気持ちがあるのかもしれませんが、しかし、それも1人の県民でいらっしゃるの、辛抱強く対応しなければいけないことは申し上げておきたいと思います。

もう一つ、気になったことは、この方は千葉県内ですが少し遠いところに住んでいらっしゃるのですよね。それが一つの原因ではないかと思えます。例えば、閲覧日程の調整不足は、遠隔地に住んでいらしてなかなか来られなかったというところがある。これを見るためには必ず県庁に来なければいけないのですか。

事務局（鈴木）

その点を御説明させていただきます。たしか2月10日の決定で3月23日というものがありませんでした。苦情事案11です。これにつきまして御説明をさせていただきますと、申出人がこちらにお見えになるのが月に一度ぐらいということで、お見えになったときに、たくさん御覧になっていかれる。そんなものですから、日程の調整につきましては通常は各担当課から請求者にいつにしますかと確認をするところですが、この申出人に対しましては情報公開・個人情報センターの窓口から、今度いつお見えになりますかという確認をしております。苦情事案11につきましては、やはりセンターから今度いつお見えになりますかと確認しました。ちょっとはっきりしない、3月の適当な日付にしてかまわないよ、という回答をいただいたようです。そこで、では変更もあり得るということで、とりあえず3月23日にしましょうという開示日の設定をしたところですが。補足の説明は以上のとおりです。

多賀谷会長

かなり遠隔に住んでいらして、千葉は広いですから。多分電話や何かで、要するに片道どのくらいかかるところに住んでいるのか。

事務局

1時間ちょっとです。富津の下のほうですから。

多賀谷会長

そうですね。それでもですね、多分 face to face のコミュニケーションがちょっと欠けているのではないかという気がいたします。そうは言っても、富津のほうで開示をするわけにはいかないのかもしれませんが。

事務局（鈴木）

よろしいですか。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

事務局（鈴木）

基本的には行政文書を保有しているところで開示を行うことが原則になっております。特にこの方は担当課の職員に説明を求めることもありますので、それでこちらにお見えになって、ものを御覧になっていらっしゃるという状況です。

多賀谷会長

国の場合はどうでしたか。出先機関で見せることもありましたか。そんな遠くないからあれですが、例えば国で中央省庁の書類を見るた

めに北海道とか、鹿児島から来なければいけないというようなことを考えるとですね。

事務局（鈴木）

もちろん郵送で写しをお送りすることもあり得ますが、この方はすべての写しをもらいたいというわけではなく、御自分で御覧になったものの中から必要なものの写しを持っていかれるというケースです。

多賀谷会長

この方以外の事案で、苦情事案7はおもしろいといえますか。要するにこれは開示請求前の訂正はいいのですが、開示請求後の訂正は、本当はしてはいけませんよね。見たら誤記があったので、格好が悪いので直したということでしょうけれど、本当はやってはいけない話だろうと思います。苦情処理部会が日々申し立てるまではないとしても、本当はそういうことをやってはいけないのだということ、センターとしては実施機関に知らせておく必要はあると思います。

事務局（鈴木）

はい。そこについて、若干センターとしての考え方を御説明させていただきます。施行済みの文書について訂正が必要になるということは、通常はあまり考えられないところでしょうけれど、まったくないわけでもないだろう。そうすると、誤りに気づいた時点で修正を行っておかないと、あとあとの事務に影響が出る可能性がある。つまり、誤った文書を見て事務処理を行ってしまう可能性がないわけではないということで、誤りに気づいた時点で修正を行うこと自体はやむを得ないことかなと考えております。ただし、どのように訂正をするか。例えば、原本をちょこちょこ直すのではなく、改めて訂正の起案を行うといった手続きなども考えられるだろう。ただ、本件についてはまさに誤字の類だったので、原本に2本線を引いて修正をした。それについては、やむを得ないでしょうという御判断をいただいたところです。

菅野委員

よろしいですか。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

菅野委員

今の点ですけれども、会長がおっしゃったような、むしろ苦情調査部会はいずれも3人が弁護士ですので、やはり請求後の訂正はだめだということが原則的な意見です。ただ、本件については今説明があったように、明らかに訂正したということがわかることと、明らかに前後の関係から15と書くところを16と書いて、それを直したみたいな。ただ、12ページでもかなりというか、少し柔らかく書いてありますけれども、12ページの3で、1の説明のところ、開示請求後の訂正については開示請求者に誤解を与えることになるので慎重に行うべきであるがということで、原則的には開示請求後の訂正についてはやるべ

きではない。間違っただけで出るわけですが、それは注釈か、コメントをつければ済むことですから、みっともないということはあるのかもかもしれませんが、請求された以上、請求されて出すので格好が悪いのでそこで直したという、請求者からすればなぜ直したのだ、もっとおかしいことをしているのではないかという誤解を招くので、この辺については、原則的に請求後は字句の訂正であってもやるべきではないだろう。ただし、今回についてはやられていましたし、前後の文章を見れば特に問題はなかったもので、こういうことにしたということで御理解をいただきたいと思います。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

齋藤委員

今のページですが、11ページの情公推第18号の1、13ページの情公推第18号の2と番号が違うにもかかわらず、書いてある文章、書面はまったく同じですけど、これはどういうことでしょうか。

事務局（鈴木）

よろしいでしょうか。

多賀谷会長

はい。

事務局（鈴木）

この苦情事案7につきましては、お二人の方が連名で苦情を申し出ておられます。

齋藤委員

そういうことですね、わかりました。

多賀谷会長

今、部会長がおっしゃったとおりですが、基本的に実態としては情報公開開示請求があったから誤字があったことに気がついたと、多分それが実態だと思うのですね。確かにそれで格好が悪いから直したいという気持ちはわかりますが、この場合には一応は元のまま出して、しかしここは間違いだから、こう直しますということを転記すればいいのであってですね。やはりそういう対応は基本的にあるべきではないことは、実施機関に伝えていただいたほうがいいだろうと思います。翻れば、文書を作るときには責任を持ってつくらなければいけない。開示請求があったから直せばいいやということでは許されない。そういうことをはっきりさせないといけない。

事務局（鈴木）

よろしいですか。

多賀谷会長

はい。

事務局（鈴木）

実施機関に周知したほうがいいよというお話をいただきました。これにつきましては、この苦情の事案以外の苦情につきましても、実施機関各課（所）を集めた説明会の席で、こういった苦情があったことを報告させていただきました。そこで十分に注意喚起を行ったところです。以上です。

多賀谷会長

はい、わかりました。よろしいでしょうか。それでは、次の議題に

移りたいと思います。次に議題2「請求件数等の公表方法について」ですけれども、前回の会議で請求内容を加味した公表を検討すべきだという御意見がありまして、引き続き検討をしていくことになっておりました。そこで、これにつきましてはまず事務局より検討結果の報告を受けてから議論をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、まず事務局から御説明をお願いします。

事務局（鈴木）

それでは「請求件数等の公表方法について」の御説明をいたします。資料2を御覧ください。資料2の表の中の概要です。情報公開条例31条の規定により、毎年5月末、次の事項を県報に登載しているが、このうち「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」については、請求内容を加味した公表を検討すべき意見があった。ということで、これは請求件数の多い方、上位10人の請求件数を公表していたというものです。

これにつきまして、前回の推進会議で事務局から御説明をさせていただいたこと、委員の皆さまから御意見いただいたことについて確認をさせていただきます。前回の推進会議で事務局からは、請求件数の多い上位10人の件数を公表している。これは少数の者が大量に請求を繰り返している状況があることを、本県の運用状況の一端として明らかにする必要があって平成11年度分から公表を始めたと思われる、という御説明をさせていただきました。これに対する委員からの御意見としましては、請求が一部の人から多数なされていることを県民に知ってもらうという意味だけでなく、そういう人に対するプレッシャー的な意味もあったのだろう。そろそろこの形での公表はやめる時期にきているのではないかと、というような御意見をいただきました。

また一方、行政情報としてまとめていいのではないかと、ただランキングとして載せるなら、基礎資料をどうして開示しないのかという御意見もいただきました。また、何のためにやっているのかが明らかになっていない、説明できないのであればやめるべきでしょう、という御意見もいただきました。そして、件数ではなく、内容をオープンにすべきでしょう、どのような内容の請求がされているのか、チェックできるようなものが望ましいでしょう、内容をどのようにカテゴリー化するかは難しいが検討されたい、という御意見をいただいたところで、

それを踏まえまして、資料2に戻っていただきまして検討結果です。「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」については、本件における行政文書開示等の実施状況を広く県民に明ら

かにし、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることが重要であり、公表してきたところである。

しかし、ここ数年は年間の開示請求に占める上位者の割合が減少傾向にあり、少数の者による大量請求という特異な状況はその傾向が薄れてきていることから、「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」は公表しないこととする。

なお、他の都道府県では主な請求先等を公表している例もあることから、本県においては実施機関別の請求件数（各部位上位3課）を公表し、これまで以上に具体的な請求の傾向を県民に示したい。という検討をいたしました。

そして、公表案です。2枚めくっていただきまして、資料4を御覧ください。資料4「平成17年度行政文書開示等の実施状況について」、この表2です。請求及び申出の実施機関別内訳。これにつきましては、実施機関ごとの請求件数に加えまして、表の右2列です。課所別請求及び申出件数の多い順（上位3位）そして件数というものを加えたいと思います。例えば総合企画部であれば、知事室、報道監、水政課が多かった。同様に総務部は政策法務課、総務課、市町村課ということで、各部位上位3所属の名称をあげまして、その件数を公表したいと思います。

どうしてこういう公表の仕方にするのかということですが、担当の課所名をあげることによって請求対象の分野が概ね明らかになるものと思われま。そして、客観的で正確な数字が得られるというメリットもあろうかと思ひます。ということで検討をして、資料4のような公表としたいと思ひます。資料2、議題2に關しての説明は以上のとおりです。

多賀谷会長

それでは、ただいまの資料2に關する請求件数等の公表方法について、御意見、御質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

漆原委員

3点ほど教えていただきたいのですが、まず一つ目は申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数、これを公表しないことには賛成ですけれど、情報公開請求をすれば開示されますか。それが1点目です。それから、2点目ですけれど、やり方を変える理由として少数者による大量請求という特異な状況は傾向が薄れてきたと理由にあげていますが、必ずしも17年度の2万702件を見ると、そうでもないように思ひますね。16年度は9,354件、15年度は1万5,299件、かえって増えているので、趣旨に反対はしませんが、理由にはならないのではないかと。ちょっと意地悪な質問かもしれないのですが。

それから、もう一つは次の議案にからむと思うのですが、併せて受付件数を入れて欲しいと思うのですが、どうでしょうか。

事務局（鈴木）

よろしいでしょうか。

多賀谷会長

どうぞ。

事務局（鈴木）

まず1点目の、請求したら開示されるかという御質問です。これにつきましては、現在、行政文書開示請求管理システムというシステムでこの件数を把握しております。行政文書の開示請求は当然あるものをそのまま開示する制度ですので、システムのデータをそのまま開示できるか。そのまま開示したとして、上位10人という数字が出てくるかということになりますが、単にデータベースなので、結論から言うと上位10人の件数は出てこないだろうという気がします。

そして、御質問の2点目です。特異な状況が薄れてきたとあるが、そうでもないのではないか、という御質問だったと思いますが。これは平成10年度、平成11年度は上位10人で90%を超えておりました。当時は4万8,000件を筆頭に4万件を超える件数、そのうちの90%以上が上位10人という状況にありました。現在は上位10人で7割ちょっとぐらいという状況です。少なくとも平成11年度のような状況は、これまで情報公開推進委員会であるとか、情報公開審査会で制度のあり方等を議論していただいた中で請求の取下げ、異議申立ての取下げなど、相当解消されていると考えております。

3番目の受付件数につきましては、直ちにお答えはしづらいところですが、各県がどのような数字を持って請求件数としているか。これはいろいろ取り扱いの仕方が分かれているところです。本県のように行政文書の件数で表しているところがけっこう多いかと思います。受付件数ということになると、請求書の枚数という話になるかと思いますが、現在ではそこまで直ちに集計できるかどうかというところは、いかなかったということです。今後、受付番号と併せて受付件数が把握できるか。その辺は今後の検討になるかと思います。以上です。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

漆原委員

受付番号を取るなら、受付件数は自動的にわかっていることだと思うのですが。

多賀谷会長

取り始めたらですね。今は取っていない。

事務局（鈴木）

受付番号をどのように取るかということ自体も、まだ検討を加えないといけないところですが。請求書1枚につき受付番号を1つ取ることになれば、受付件数、請求書の枚数を把握できるとは思います。

漆原委員

ですから、これから検討されることだと思いますが。

多賀谷会長 平成 19 年以降。

漆原委員 はい、そこを考えて欲しいということですね。と言いますのは、ここで 100 件とか、200 件とか請求件数として出ていますが、世間的には 100 枚請求したと、あるいは 1,000 回請求したと取るのが当たり前だと思うのですね。

多賀谷会長 1 人がまとめて請求している場合をどうカウントするかという話ですね。

漆原委員 まとめてというか、例えば私が 1 つの案件について請求したとすると、それは必ずしも 1 件ではなくて 50 件かもしれない。県がカウントをするのは 50 件になるかもしれない、100 件になるかもしれない。それはこちらではわからないのですね。その数字がここに出てくるわけです。ということは、例えば漆原が 100 件も請求をした。あいつは何をやっているのだということと言う人もいるかもしれない。その辺を常識に近づけていただきたいと、こういう趣旨で言っているのですが。

多賀谷会長 受付件数に番号を振られた場合に、そういうことが検討素材になるでしょう。そのほか、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。大量請求をやめた理由はここに書いてあるように減ったということですが、それでもなおかつ多い傾向です。前回、そういう形で公表するのはやめたらどうかという、この会議での意見があったから、それをやめたのだろうと。これだけの理由ではないだろうと、我々としては受け取りますけれども。そのほか、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

齋藤委員 資料 4 ですが、開示請求の例えば知事の部門ですが、県土整備部は 9,219 件、商工労働部だと 53 件と、数字にものすごい乖離がありますが、自ずと請求する内容が違って来るから数字の上でも 2 桁も違うような数字が表われてくるのだろうと想像できますが、端的に言ってこの数字の違いはどういうものでしょうか。

事務局（鈴木） 資料 4 の県土整備部 9,200 件について御説明いたします。よろしいでしょうか。

多賀谷会長 はい、どうぞ。

事務局（鈴木） 県土整備部 9,200 件のその大半が地図の修正に関する請求でした。請求者はたまたま県外の方で、請求にあたって開示を必要とする理由を記載しております。その理由によりますと、住宅地図、カーナビのデータなどの作成にあたって、最新で詳細な建物等の情報が必要だということで、開発行為、建築確認等についての書類を定期的に請求さ

れたというものです。したがって、今回はこの件数になったという状況です。

漆原委員

ちなみに9,219件の受付件数は何件になりますか。

事務局（鈴木）

受付件数自体は今、手元に数字を持っておりません。

漆原委員

大方でいいのですが。

事務局（鈴木）

請求書自体は数枚だろうと思います。それが各地域整備センターに。

多賀谷会長

これはどちらかというと営利的な利用になりますね。確かに件数は少ないですが、悩ましいところで。件数が少ないからこれは濫用ではないかということ、そうではなく、あちらこちらから集めているわけですね。集めさせているところがありまして。その意味では営利的に利用されているという面が、實際上、情報公開請求がこういう形で利用されている場合がほかにいくつもありますけれど、それは仕方がないのかなというところがありますけれど。

事務局（鈴木）

ちょっとよろしいですか。受付件数と請求書の枚数がごっちゃになったかもしれないので。漆原委員は受付件数を何件という御質問だと思いますが、請求書としては数枚だったのではないかというところですか。以上です。

多賀谷会長

この方が来たのはおそらく1回か、2回ぐらいだろうと思います。

事務局（鈴木）

数回だろうと思います。

多賀谷会長

よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。議題3です。「開示請求書における受付番号の取得について」です。前回の会議で開示請求書に受付番号を付することを検討すべきという御意見がありまして、それも検討課題となっております。これにつきまして、事務局における検討結果の報告を受けて、これについて御議論をいただきたいと思います。それでは、御説明をお願いします。

事務局（鈴木）

それでは議題3「開示請求書における受付番号の取得について」を資料3に基づいて御説明いたします。前回の推進会議での議論は、請求がたくさんされるのになぜ受理した順に番号をふらないのか。受理ナンバーで請求を特定できるようにしたほうがいいのではないかと、という御意見があったと理解しております。

概要の欄ですが、請求者の利便に資する等の観点から開示請求書を収受する際に受付番号をつけてはどうか、という意見がありました。

その検討結果です。県民の視点に立った行政サービスという観点や、他県の実施状況等を勘案して、本県においても開示請求書を収受する際に受付番号をつけることとする。検討内容等です。まず1点目、他の都道府県の状況です。全国で受付番号をつけているのは10道府県で

す。その他2県が請求者には示さないが、内部資料として活用しているという状況です。そして、2. 受付番号をつけることによる利点です。請求に関する県への問い合わせ等、請求者の利便を図る。また、開示請求者や開示請求内容等を名指しで呼称するおそれがなくなり、開示請求者のプライバシー保護に資するなど、情報公開事務の円滑な事務処理に寄与する。また、1人の請求者が複数の請求を行った場合、決定通知書に受付番号を明記することで、請求者、実施機関双方にとって整理しやすくなる。以上の他の都道府県に確認、調査をしたところ、このような利点があるという整理がされたものです。

そして、今後のスケジュールです。まず1点目として、受付番号を一元管理するための制度設計をしなければならない。つまり、補足して説明をさせていただきますが、現在、行政文書開示請求管理システムで処理状況を把握しております。このシステムとどうしても連動させる必要があるだろうということで、どのような制度設計をするのか検討しなければならない。2点目として、開示請求管理システムの変更に伴う予算措置が必要です。3点目として、開示請求管理システムの変更、要綱等の改正、実施機関窓口への周知、そして実施ということで19年7月の施行を目安としたいと考えています。議題3に関する説明は以上のとおりです。

多賀谷会長

これにつきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。わかりました。それでは、これにつきましては今後、来年7月に向けて具体化してくるでしょうから、また次回以降報告を受けることにしたいと思います。

それでは、次に報告案件ですけれども、時間の関係もありますので一括して事務局に御説明を4から6について受けたいと思います。どうぞ。

事務局（鈴木）

それでは、資料4、資料5、資料6を用いて報告事項を一括して御説明させていただきます。まず資料4を御覧ください。「平成17年度行政文書開示等の実施状況について」という資料です。まず「1. 請求及び申出に係る件数及び処理状況」、これは行政文書の件数ですが、17年度は2万702件です。ちなみに16年度が約9,300件とほぼ倍増しております。その要因は、先ほど御説明しました地図情報といった請求が多かったことが一つあげられます。また、消防防災設備に関する委託等の関係の文書が教育委員会の各出先機関にまとめて請求されたので、その辺でも件数が伸びたという状況がありまして、17年度は2万件を超えたと理解しております。

続きまして「2、請求及び申出の実施機関別内訳」です。これにつきましては先ほど御説明したとおり、各部局別の請求件数、各部局内の請求及び申出件数の多い上位3課の件数を数えさせていただきました。県土整備部を御覧ください。9,219件で、これは先ほど御説明したとおりです。1枚めくっていただきまして教育委員会、7,654件とあります。これにつきましては、先ほど申し上げました消防防災設備の関係に加えまして右側にありますように特定の学校における文書を集中的に請求したようなケースもあったというところです。

その下、「3、請求者及び申出者の実人数」です。358人と申出が2です。ちなみに昨年度は請求者271人、開示の申出が27人ということで、相当数が増えているところです。最後に「4、行政不服審査法に基づく不服申立てに係る件数及び処理状況」は150件、これは行政文書の件数です。これにつきましては17年度中に不服申立てがあったものの件数です。したがって審議中、検討中というところに数字が出ておりますが、検討中は実施機関において申立てを受けて、この申立てをどう取り扱うかということを経験しているものです。審議中というものは実施機関から情報公開審査会に諮問があったもので、それについて80件というものです。なお、16年度と比べますと16年度の件数は行政文書数で74件でした。17年度が150件となっているところです。資料4の概要の説明は以上のとおりです。

続きまして、資料5を御説明します。「電子申請システムによる開示請求について」ですが、これは平成18年3月10日から「ちば電子申請・届出サービス」を利用したインターネットによる電子申請を開始いたしました。行政文書の開示請求につきましても、いわゆる電子申請システムを用いての電子請求が可能となったところです。具体的に、ではどうやって手続きをするの、というところを御説明しますと、資料5の「3、電子申請による開示請求の流れ」のところにまとめさせていただきました。まず、千葉県ホームページから「ちば電子申請・届出サービス」へアクセスをする。2点目として、電子申請システムを利用するために氏名・住所などの必要事項を入力し、ID・パスワードを取得する。そして、3点目として検索画面より行政文書開示請求手続を選択する。4番目として、手続の内容を確認のうえ請求書を作成し、送信するというものです。5番目です。情報公開・個人情報センターでは請求書を受け付け、実施機関においてその後審査する。実施機関は開示決定を行い、決定通知書を送付するという手続きです。

なお、1点御注意いただきたいのは、これはあくまでも行政文書の

開示請求、請求だけは電子申請できるというものです。請求以後、決定通知書の発送、開示の実施については今までの紙ベースと同じものです。その点は変更ございません。ちなみに平成 18 年 3 月 10 日スタートで 4 月末現在、請求書は 6 枚いただいております。資料 5 につきましての説明は以上のとおりです。

最後に資料 6 について御説明いたします。資料 6 につきましては、全国情報公開度ランキングということで、全国市民オンブズマン連絡会議が毎年行っているものです。その発表が平成 18 年 3 月 24 日にありまして、新聞等で報道されましたので、参考として新聞記事を添付して御報告をさせていただいたところです。資料 4 から資料 6 の説明は以上のとおりです。

多賀谷会長
漆原委員

はい、ありがとうございます。何か、御意見は。

話が少し戻るのですが、資料 4 の 2 ページ目ですが、教育委員会の 7,654 件、内訳として千葉商 1,376 件、行徳高校 604 件、教職員課 523 件とありますが、これは全部消防防災関係でしょうか。中身を教えてくださいたいと思うのですが。

事務局（鈴木）
多賀谷会長
事務局（鈴木）

はい、ではよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

千葉商業高等学校の関係は、主に復命書、過年度分の復命書が請求されております。行徳高等学校につきましては職員会議録、学校日誌とかが請求されております。教職員課につきましては事故報告書、これは各教育機関から提出される事故報告書が主に請求されているところです。以上です。

漆原委員
多賀谷会長
齋藤委員
事務局（鈴木）

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。はい、どうぞ。

これは消防の関係ではないじゃないですか。

消防の関係は教育委員会の各教育機関、つまり県立高校であるとか、それぞれの出先機関に対して請求されております。ですから、広く、薄く請求されているものです。

齋藤委員
事務局（鈴木）
多賀谷会長
事務局（鈴木）
多賀谷会長

それが約 5,000 件あったのですか。

消防の関係は約 3,000 件ですね。

3,000 件だけれど、一つひとつの機関は数十件ずつということだと。

はい。

そのほかございますでしょうか。おおむね本日の議題等は一応こなしましたが、次回の会議に取りあげたいテーマ、あるいは事務局に要求したい資料等がございますでしょうか。既に先ほど漆原委員か

ら一つ提案がされていると考えておりますけれども、そのほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に本日も傍聴されている方がいらっしゃいますので、御発言を認めたいと思います。御発言されたい方は挙手を願いたいと思いますけれども。

傍聴人（村越氏） どうも御苦労さまです。千葉市に住んでおります村越と申しますが、何点か要望あるいは質問を含めて申しあげたいと思うのですが。

多賀谷会長 よろしかったらお座りになってもけっこうですが。

傍聴人（村越氏） そうですか、はい。まず電子申請についてですが、この3月末から千葉県でも電子申請で情報公開請求ができるようになって、結構なことだと思います。今後の展望ですけれども、まだこれは知事部局だけにとどまっております、例えば県警、議会等今後となっておりますけれども、御存じのように中央省庁は一步先んじてなされていますが、非常に使いにくい申請方法です。と言いますのは、省庁ごとにまったくソフト、あるいは手順が違います。こんなもので、国民に向かってどうして使ってくれと言えるのか、非常に疑問な点がありますので、千葉県においてそういうことのないように、ひとつ努力をお願いしたい。統一した手法、ソフトで千葉県内の各部門についての請求ができるようにして欲しいということです。これは知事部局だけの努力ではできないと思いますが、ぜひそういう働きかけをお願いしたいと思います。

それから、もう1点は非常に大事なことが今日の皆さんの発言の中で出たと思いますが、一つは電子申請とかなり似た問題なのですが、文書がIT化されて、どんどんシステムの中に取り込まれて、ペーパーではなくなっていく方向になっています。千葉県でもそういう方向を目指しているわけですね。先ほど上位請求者について請求をしたら出てくるかどうかというやりとりがありました。これに対して事務局からはシステムで開示件数を集計しているので、データベースなので簡単には出てきませんと、こういう発言がありました。そのとおりだろうと思います。しかし、情報公開条例は文書及び情報も含まれているわけです。したがって、情報があるにもかかわらずそれを請求しても出てこないよということを公に発言されていることは由々しい問題だと思います。

しかし、現にそういう問題がたくさん出ています。私もほかの自治体にこういう問題をどうするのだということで解決を迫っているところがありますが、明らかに情報としてあるのは両者ともわかっていな

から、集計作業をして、プリントアウトしていないから文書として存在していないのだと。したがって、不存在なのだ。こういうことで現在は整理されていますけれども、そうしますと、情報公開の定義がますます狭まっていく。これはぜひ幅広く解決する手段を探して欲しいと思います。情報はあるのですから、そういうことをお願いしたいと思います。

それから、もう1点は文書の保存といいますが、文書の定義について、情報開示請求後に訂正をされたという事例がありましたけれども、これが非常に安易に行われているように、この報告文書では受け取れます。文書というのはそんなものでしょうか。2本線を引いて訂正をしたら、それでよしと。それで文書の訂正をした経緯がわかると書かれています、2本線で引いたのはいつの時点で訂正したのか、そういったことも含めて経緯がわかっているのでしょうか。この文書だけでは非常に疑問に思いましたので、よりいっそう慎重な運用をお願いしたいと思います。以上です。

多賀谷会長

引き続きほかの傍聴人の方の御意見はございますでしょうか。どうぞ。

傍聴人（柳沢氏）

柳沢です。山武からまいりました。御苦労さまです。回を重ねるごとに内容的に進んでいくことを実感しておりますので、ありがたく思っております。会議の中で2、3、気がついたこと述べさせていたきたいと思います。順番でいきますと、資料2の大量請求の件です。公表をしなくなったということで、いきさつからやむを得ないと思うのですが、御説明を聞いていて少し奇異に感じたのは、大量請求という特異な状況はその傾向が薄れてきたことから、やらなくなったとすると。これだけではないでしょうけれど、文章で書かれているのはこれが主になっていますが。私個人的には、特異な状況が薄れてきたからやめるということは、むしろ特異な状況を戒めるために公表していたのだということを、逆に暗に言うような感じで、そうだったのかなということですね。むしろ大量がいろいろ問題点があることはたしかですが、上位大量請求件数を把握することの趣旨ですね。それはどこにあるのかということ、もっと基本的に議論する必要が私はあるのではないかと前から思っていたし、きょうの会議の中でもそれを思いました。

功罪はあるのでしょうかけれども、ベスト10を集計することによって情報公開請求の傾向あるいは内容、推移その他すべてを把握することではなく、上位者を分析するだけでも傾向がわかって、それが今後の

対策に生かされる。それが循環していい方法に進むということのために集計していたのではなかったのかという感じを持ったわけですね。90%が70%になったということで、それほど差はないのですが、数字的には少なくなっています。それほど、私としては少なくなっていないと思うのですが。それはそれでいいのですが、むしろ上位順位者をきちんと把握して分析することによって、全体の経過をきちんと今後に生かす。請求者自身も当然、違った意味で、いい方向で自分なりの、あるいは請求者なりの請求行動に生かされる、反映される必要性も、ある意味ではあるのではないかと感じました。その点、これはやめるということですが、今後そういうことで生かす必要性のあった場合にどうするのか、含んでおいていただければありがたいと思います。

それと資料3、次のページで番号ですね。いろいろ予算の関係で19年になるのは仕方ないことだと思いますが、これをぱっと見て私が最初に18の間違ひではないかと思ったのです。改善につながるいいことは即刻実施されるという我々民間的な感覚ですと、番号をつけるだけで1年かかるのかなという感じです。なぜ、その期間が必要なのか、御説明をいただいて納得したいと思います。もしそれが短縮できるのでしたら、できるだけ早くやっていただきたい。

もう一つ、それに関係して、いわゆる請求時点で番号をつけるだけでなく、情報公開請求業務全体が流れる中で最初につけた番号はどこまで生かされるのかですね。例えば異議申立てが出たり、あるいはそれが審査されたり、諮問されてどういう結果が出たということまで、最初の番号で継続的に把握できるようなシステムが考えられているのかどうか。その辺を確認させていただければと思います。以上、2点をとりあえず。

多賀谷会長

そのほかに。

傍聴人（中谷氏）

中谷と申します。きょうはいつもと少しトーンが違っているし、昨夜いろいろなことで徹夜をしたので頭がふらふらしているし、11月から体調を崩していたもので、とりとめのないことを言うのかなと思うのですが、お聞きとりにいただけたらと思います。まず各委員がそれぞれの専門分野で千葉県の発展のために御努力されていること、さらにまた本県の情報公開制度のよりよい発展のために御努力されていることに対して、心から敬意を表したいと思います。

はじめに私の立場といいますか、もう一つ、1988年に本県で情報公開制度がスタートしてからの仲間たちがいるわけですが、その仲間と情報公開制度についていろいろ論議をして、まとめたものがあります。

それは最後にありますザラ紙といいますが、その資料F、右側に全部資料の番号の代わりにアルファベットが振ってあります。そのFにありますので、あとでまた読んでいただきたいと思います。いろいろと行政側からいじめられながら、私たちは大量請求とは思っていないけれども、大量請求で何だかんだと言われながら、嫌がらせを受けながら、それでもなおかつ勉強してきた結果をまとめて、さらに今度は将来を展望した小論文といいますが、小さな文書がそれです。ぜひ御覧いただきたい。そのスタンスでこれから発言したいと思います。

この推進会議が立ちあがってから1年しか経っていない。正式には1年ありませんけれども、制度、運用がずいぶん改善されたと思います。推進委員会のときに石川弁護士が、県民にとって使い勝手が悪いと言ったけれども、最近だいが私は使い勝手がよくなったのではないかとということです。そういったことを皆様方に報告したいと思うし、さらにまた推進会議の大きな期待を私たちは持っているわけですが、その期待を裏切らないように真摯に取り組んでもらいたい。先ほど村越さんからも発言があったように、ささいなことでは済まされないようなことを、うっかりささいなことだと見逃すと、実施機関はそれみたことかということ悪乗りをする危険性が多分にあるので御注意をいただきたい。そういうことも二つの観点から申しあげたいと思います。

まず行政側の目線が非常に低くなった例を申しあげます。まずBを見てください。Bで請求書があるのですが、私はできる限り県のホームページ、特に審議会等のお知らせを見まして、傍聴に精を出しております。これは県民として不断の努力をしているわけですが、ある日、腰を抜かしたわけです。それはBの を見てください。その一番上の段に私立学校審議会がありますが、その中の傍聴という欄のすぐ下のところ、そこにこういう文言が踊っていました。「引き続き非公開の議題を審議しますので」とあります。それでまた今度は議題を見ますと、議題は一つしかないのです。専修学校の何とかかんとか。これはどうということかということ、ほかの人間だったらささいなことだと言われるのですが、議題さえも非公開にしているという前代未聞のことをやっているのですね。そこでこれは大変なことだと思ひまして、それからまたすぐ下を見ると、ちょうどまい具合に開発審の告知スペースがあったのですが、これは非常にいいに1議題ごとに傍聴の可否を明示していますね。

そこで、今度はまた元に戻りますと、次に私は考えたのです。どう

やってやろうかなと思って。行政側に気づいてもらうか、それから私自身も証拠を残したい。証拠を残さないで、ずいぶん失敗ばかりしてありますから。そこでやったことが傍聴申込書をつくったのです。この会場のようにいつ来てもいいよというのではなく、事前にファックス、電話等で申し込めと言ったから、今度はペーパーを使おうと思って申込書をつくった。これは証拠になりますから、残りますから。そこで3～7ページ、7ページのほうはページを打っていませんけれどつくったわけです。

私の言いたかったのは付言のところですよ。特にEのところ、これはおかしいじゃないですかということを行っています。次のページになります。それで反省を求めるためにこれを作ったわけです。やはり、このときに会議の進め方も自由に入ったらどうですかということで、当推進会議が作ってくれた傍聴人の規定ですね。総務部と総務課がサンプルとしてあります。それもまた付けて提示したわけです。これはずいぶん威力を発揮したと思います。

そこで、今度は当日、配られたのが から です。 は表紙ですからいいと思うのですが、次の9ページは非公開の議題があるのです。ところが、これはきちんと出ています。おそらく傍聴人が来て、推進会議はこうですよという、それもあつたと思うのです。それから、私の申入れもあつたと思う。ずっと出てきて、最後の議案として独立しているのが10ページ、11ページです。これが出てきた。もし、本当にささいなことですが、あの告知のとおり、インターネットの告知文のとおりでいけば、まず10ページですか。議案のところはおそらく出てこなかったのではないかと思うのです。やはり私は不断の努力をして、県の情報公開制度の発展に貢献しているなど自画自賛しているわけですが。

また、そんなことを言っていると、担当をずいぶん悪く言っているのですが、今度は1、2ページを見ていただきたい。2ページの後ろです。1ページでは、私の請求年月日を見てください。今度は開示決定の日、2ページを見てください。たしかこれは3週間で開示してくれています。今は当たり前になったのでしょうか。前の情報公開条例、情報公開条例ができてから、前は公文書公開条例でしたね。情報公開条例ができたときに、お上のほうが一方的に開示日を決定して、都合が悪ければ電話くださいということだったけれど、特に推進会議ができてから、前に戻って、きちんと事前に打ち合わせをするようになった。そのようなことも、この推進会議があつたおかげだと思っています。

すし、30日といっても早めに出してくれるのも大きな力になっていると思っています。それから、教育委員会は長年のコンビネーションがありますので、2週間で出してくれる場合もあります。

それから、さらに今度はCのところですが、これは情報公開手続きをしないですぐに出してくれる。そのために個人だけに出したらこれは不公平になりますから、県民全体にということで非常にタイトルが難しいのですが、お役人はよく考えるなということが書いてある。Cの1です。そこに書いてある。それから、さらに驚いたことには、その裏の2ですね。これは審査会で、先ほど言った開発審ですが、会議が終わった翌日に結果はこうだと言っています。これを見て、本当に私はうれしくなりました。内容がないんじゃないかと言えばそれまでですが、ほかはやっていないところがほとんどですから、これもいいことだなと思っています。それから、次に消費者問題の検討をしているところですが、これは最初のものを見るとわずか3日だと思います。ところが、この裏のほうにいきますと今度は8日間、スペースをゆっくりに置いてくれます。私は別に言っていないと思うけれど、行政側が気がついてくれたということだと思います。このように本当によく気がついてくれるなと思っています。

次のDは非公開で、議案が全部非公開だから本来は入らないし、私はこの会のようなシステムだったらわざわざ行かなかったけれども、ちょっと入れてよと言って、いたのが1分20秒3でした。そこに小さく鉛筆で書いてあると思いますが、そういうことをやっていて、非公開というのはいったいどこからどこまでなのかも大事だということも、行政側に知ってもらっているということですね。

さらにそこには資料がありませんけれども、鉄の扉の公安委員会の会議を傍聴したいと思っているけれど、なかなかやらせてくれない。県議会でも質問があったのだけれど、県民から要求がないなどと言って、やはり口頭ではだめだと思ったのですが。それはそれとして、今度4月1日から公安委員会会議で使った資料は出るようになりました。これも知事部局がどんどん進んでいる、また先ほど御提示いただきました全国ランキング、そういったものも影響しているかと思っているわけですが、やはりこの推進会議があったのが大きいと思っております。

最終的に行き着くところは、まだあるのですが、Aのところは委員、この会議がなぜスムーズに活発なのかというと、委員の選考が非常に巧妙だとわかったわけです。そういったことから、他の審議会等と違

った風通しのよいものになっているのかと思い、その何番目か、委員の構成とか、その辺のところは後段の部分は直さないといけないのかなど。それをどう言えばいいのかなというのは、また苦情相談をやるのとは違うからと言われてけ飛ばされると、また泣いてしまうけれど。

それから、その次のあとの問題で強く要望したいことがあります。先ほども問題になっていました公文書の訂正のところです。千葉県の公教育における情報公開上の問題について、詳細なものが資料Eです。それから、Fが資料です。まさに苦情相談をしているところに係るものです。推進会議で討議、検討してもらいたいのですが、情報公開に関して県民から苦情受付を行って、その解決、調査をするところだろうと思っています。いずれの場合も主権者、県民の立場を立てていただきたい。

社会通念にしたがってわかりやすくたとえてみますと、例えば宅配会社から荷物がなかなか届かない。そこで今度は会社に電話をしたとします。この場合、宅配会社はまず事情をきちんと聞いて、宅配の遅れをわびる。その理由があれば理由を説明する。その後、さらにこのようなことのないように努力する旨を伝えると思うのです。社会的な常識として、今回遅れたとしても、そのようなことはそれほど問題とは言えない、とはまず言わないだろうと思うのです。

そこで、県民が請求した情報が改ざんされて開示されたこと、これは推進審査会、この会議で申し出たわけですね。実施機関も、推進会議も、そして請求者も書換えが行われた事実については認識の違いはなかった。特に実施機関は当初、書換えの事実を伏せて開示したわけです。そして、開示請求者から厳しい指摘があってはじめて書換えの事実を認めていく。しかし、推進会議は苦情を申し立てた県民に事情すら聞かなかった、と聞いております。実施機関が書換えの事実を隠して開示したことは、もちろん知るよしもなかったわけです。実施機関は書換えが必要ならば、その旨を事前に請求者に了解を得るのが最低限のルールではなかつたらうか。しかし、今言ったように実施機関は一切説明をしていない。ということは、請求者が万一指摘をしなければ、先ほど村越さんからあったように、このような書換えが日常茶飯事に行われていたかもしれないと疑わざるを得ない。推進会議はこの点をきちんと調査する必要があるのかと思います。

推進会議は苦情を申し立てた請求者に対して、先ほどのまとめにもありましたけれども、不適正とまでは言えないということで、あたかも裁判官のようなことになって、これで本当にいいのかなという気が

するわけです。仮に不適正なものがあれば、県民は推進会議に苦言などを言わず、ただちに行政不服審査法をやればいいのですが、これはもう期限が過ぎていた。この救済はどうなるのかというのは次の問題になろうかと思うのですが。

やはり、私たちは推進会議にものすごく期待をしているわけです。特にやっているのは、推進会議の前のときに、事務局に頼らず、いわゆる大量請求者と言われる人たち、5人だったかな。その中で事務局抜きで会ってくれた。これは私、本当に感激しました。その流れの中にあると思っているので、県民の期待をぜひ裏切らずに、大変ですけど、しかもこれを見ていると何回もおやりになっていて、しかも弁護士さんはお忙しい中で大変だなと思うけれど、くどいようですが県民の皆さんで調査なり、是正の報告、勧告、そういったものをしていただきたいと思います。どうも長いことすいませんでした。

多賀谷会長

ありがとうございました。傍聴の方からいろいろ御意見をいただきまして、1、2、私のほうからもそれについてのコメントをさせていただきます。村越さんのおっしゃった文書のIT化の話は、ほかの自治体でも同じような問題が出ておりますが、自治体によっては紙ではなくデータとしての開示を認めることはあり得るというのですね。ただ、その場合に問題はデータが一般のフォーマット、要するにエクセル、ワードといったもので利用できる形ならばよいのですが、特別なソフトであって、その仕様が公開されていないといいますが、千葉県プロパーの仕様。そういう場合にそれをどうするかということは、どの自治体でも今問題になりつつあります。特に営利的な用途で大量にデータを丸ごと欲しいという請求が出てくるような場合があって、そこで問題になっております。

それから、大量請求ですけども、柳沢さんがおっしゃったように確かに大量請求が今後引き続きおそらく問題になるでしょう。ただ、私の見方では、今回出てきたのは従来の大量請求とは違って営利的な利用を前提とするようなものが2種類ありました。これは別に公表しても止まないものでしょうから、そういうものにどう対処するかということも含めて、おそらく今後問題で、引き続きある程度この推進会議でも見守っていきたいと思います。

それから、付番のあり方について事務局から答えていただいてもいいのですが、私もなぜ来年まで待つのと聞いたのですが、予算上仕方ないのだということで。行政というものはお金を予算で請求しなければ動けないということで、どうしようもないそうです。付番されたも

のは、その後いろいろな処理に全部に活かされていくだろうと思います。

それから、最後の中谷さんの御意見ですね。宅急便の話で言えば、中谷さんの意見を私なりに言うと、民間事業者の場合にはユーザーの言い分がいかにも合理性のない請求であっても、すみませんでしたと謝って対応をする。県に対応した場合、そういう扱いを受けていないとおっしゃっているのだろうと思うのですが、私も実は同じような議論を大学でやりまして、大学で学生に対して授業料を払ってもらっているのだから、相手はお客さんではないかということを教員に言うのですが、なかなか教員はそうは。公的機関の中で、お客さま的な対応をする郵便局が、今は公社になりましたけれども、郵便局にやってくる利用者の方をお客さまとして扱うことは公社になる前からやっていたわけですが。

なかなかそこまではいかないかもしれませんが、そうは言っても、私は県の行政すべてがただちにそうはならないでしょうけれど、基本的に県の行政は住民税等で養われているわけですから、基本的に民間企業的な仕組みをある程度対応できるような窓口が一つぐらいあってもいいのではないかと、という気が私はいたします。これは研修の問題でしょうけれど。私のコメントは以上ですけれども、ほかによろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりありがとうございました。これをもって平成 18 年度第 1 回情報公開推進会議を閉会させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

事務局（石村）

ありがとうございました。

会議録署名人
（部会長）

会議録署名人